

アイルランドにおける
条約難民及び庇護申請者等
に対する支援状況調査報告

平成18（2006）年10月

（財）アジア福祉教育財団 難民事業本部

序文

上智大学主事「難民と人権」担当講師
「世界の貧しい人々に愛の手を」の会
保岡孝顯

(財) アジア福祉教育財団難民事業本部主宰の海外 (アジア・アフリカ・欧米) における難民保護の現地調査の一環で、本年 8 月 21 日から 25 日の期間、アイルランドを調査団の一人として訪問する機会を得た。

難民事業本部と NGOs 3 団体から編成された現地調査団は、後述概要のとおり首都ダブリンを中心に法務省難民受入れ・統合庁 (2000 年設立)、モズニイ庇護申請者居住施設 (ミース県)、司法扶助委員会 (1999 年設立)、東部地域健康サービス (福祉サービス) 執行機関、国際移住機関、難民受入れ・定住支援に関わるいくつかの主要な民間団体を訪れた。

同期間中、調査団側から難民受入基本政策、制度 (とりわけ難民の庇護申請のプロセス)、庇護申請者及び定住難民の諸事情 (住居・保健・言語習得・雇用・教育・社会適応等)、地域社会との協調関係などを含む質問票に基づき聞き取りや意見交換を行い、所定の成果を収めて無事帰国した。

ここに改めて当該調査団に対して懇切丁寧に対応いただいた関係諸機関、駐アイルランド日本大使館の諸氏に紙面をおかりして感謝とお礼を表したい。調査の所見をとりまとめて難民事業本部から報告書が公開されることは、日本国内において今後いっそう難民支援活動が促進されるための啓蒙に資する系統的データ集積の一部をなし、喜ばしい。

さて、この調査をとおして、若干気付いた点を三点ほど述べさせていただく。

第一点として、アイルランド政府の難民保護政策の基本政策、制度及び実施が主にどのような根源の原則と指針に依拠しているのか、また市民社会から政策提言するアドボカシー活動をする NGOs は何を要求し、期待し、支持しているのかという難民受入れを基本的人権擁護とする社会のダイナミズムをおさえておく必要がある。

調査団は、経済の引き続く好況を背景に、今日、アイルランド社会は難民の基本的人権擁護のために独自性を発揮すべく中央政府、地方自治体、市民社会とりわけ、NGOs が総力をあげて取り組み、実践していることを印象付けられた。その一端にはどのような背景があるのだろうか。

決してアイルランドはもともと難民・移民に開かれた社会ではなく、歴史的な脈絡でみると諸民族との接触、交通を介して固有の言語、文化などを持つ同質性の高い社会が形成されてきた。アイルランドでは、1848 年の大飢饉終焉期、引き続く 1921 年の建国以来 1990 年代にいたるまでの 150 年間におよそ 500 万人の人々が隣国イギリスやアメリカなどに移住した。いわゆる「移民送り出し」の長い歴史がある。移民たちの多くは異郷の地で心機一転、異文化と接触しながら、内面では価値の相克、転換と自己のアイデンティティの危機や好機を日々連続的に体験したであろう。多くのアイルランド系移民は自己実現を達成しつつ、移住社会に大きく寄与していった。アメリカ建国の原動力であったことは周知のとおりであるが、加えてその末裔の一部は今日アイルランドに帰還して、国の経済発展の牽引車でもあるのだ。

他方、特に第二次世界大戦後今日まで、難民や移民の受入れは国家として未経験であつ

たアイルランドは、1956年に難民条約（1951年）、同議定書（1968年）の締約国となり、国際的にも国内的にも難民保護の原則を遵守、履行することになった。その直後となるが、まず1956年ハンガリア動乱を契機に、政治的迫害の脅威にあった539人のハンガリー難民をUNHCRの計画難民の受入（program refugees）計画に合意し、国内に受け入れた経験を皮切りに、最近まで国際人道主義に則り、チリ、ベトナム、ボスニア、コソボなどから難民受入れを実践し、難民保護の国際的基準を達成している。

ここまでに至る国内的統合政策、社会的インフラ、定住施設の問題や心理的障壁は高く、ハンガリー難民の場合、受入れから2年後、わずか60人の難民が国内に留まるに過ぎず、大半はカナダに移動を余儀なくされた苦い体験があり、そのトラウマを今日も引きずっているという指摘がNGOs関係者にあった。

1973年に欧州共同体（EC）に加盟したことは、アイルランドの国際的地位を押し上げ、いっそう国内の実施との関係で法的調和が要請されることになった。1990年にはダブリン条約（EC加盟国による難民・庇護申請の審査相当国を決定するための共通基準を設定）、1996年には国内法整備で難民法（2000年施行）が成立している。1999年には、いわゆるアムステルダム条約が発効し、自由、民主主義、人権の尊重が謳われ、遵守しない加盟国には制裁措置がとられるなど、アイルランドの対外政策決定過程には、欧州連合（EU）の枠組みの圧力が高まり、「難民・移民・マイノリティの基本的な人権」を尊重し、ベスト・プラクティスを構築するための国内の実施が重視される。と同時に、EUからの財政的支援も難民保護政策執行上、官民にとって一定の効果的役割の一因となっている。

第二点として、前述の欧州連合の原則・規範に則ったアプローチの過程で、特に1990年に発効した前述のダブリン条約の厳格な運用に省察が求められよう。すなわち、EU域内のいずれかの国で最初に庇護申請を拒否された同一の申請者は他のEU加盟国での申請は自動的に拒否される。加盟各国には申請者の指紋押捺をはじめ個人情報データベースが共有され、「非正規的」申請の予防措置を講じている。規定の各国による運用が招来する結果は、明白な迫害の脅威、危険がある出身国に難民はルフルマンされることになる。

さらに、難民条約のノン・ルフルマン（強制送還の禁止）の原則に違反する、こうした国際人権・国際人道軽視措置に対して根強い批判が市民社会、特にアイルランド政府の措置に反対し、アイルランド入国を拒否せず、あくまでも人道的見地から「庇護申請の権利」を保障すべきであるとしたNGOsの政策提言がある。現在、EU各国はこうした入国者を運輸する航空、船舶に高いペナルティを科す立法を加速して、合法的領域内での直接庇護申請する権利を無視する傾向にある。長期的にみて、欧州連合の理念さえ自ら危うくする「難民・移民・旅行者・庇護申請・受入れ」の内向き姿勢に対する建設的批判として受け止め、注視する動向がある。

第三点は、二つあるが、(i)庇護申請者に対する支援について…申請者は最近5年間で約900人から2,000人に推移している。昨年は4,323人であった。調査団は空港、海岸沿いに設置された800人収容可能な申請者の一時居住施設を視察する機会を得た。施設内の子供施設、娯楽スポーツ施設、暖房完備、食堂、一世帯家族当たり2DKスペース、共同洗濯場、コンビニ、保健センターなどパラメディカル医療サービスが受けられる。比較的整備された住環境であるとの印象を持ったが、地域社会、首都からは車で一時間余の遠距離に位置している。難民子弟は年齢別に学校に通い教育を受けている。アイルランド政府直接監督の下、民間が管理を運営しており、全国54カ所に分散させ、収容しているが、地方と都市圏における自治体、NGOs支援活動の格差や、言語理解不可能、通訳者の不在、情報・

連絡網サービス機関の不足などの不便さ、就労の禁止、援助金の給付への依存度、戸外に余暇を求め、外泊・旅行等移動の条件は禁止、そして、こうした状況下における申請から6ヵ月以内の通知結果待ちなどからくる精神的閉塞、不安や疾病が報告されている。

庇護申請手続の簡素化、迅速化、拒否の場合の理由明示の必要などについて、市民社会、特にNGOsは政府の対応を批判的にとらえ改善を政策提言している。官民の協働作業の必要性がある分野である。

(ii) 条約難民・自活者支援について…庇護申請者(難民には変わらないのであるが)が難民認定された人数は昨年の場合、966人で、主な出身国はナイジェリア、ルーマニア、ソマリア、スーダン及びイランなどとなっている。加えてUNHCRの第三国統合計画に基づく受入れは1998年から導入、実施されており、毎年約20人の難民らを受け入れているが、最近所轄の法務大臣はその枠をさらに200人にするなど積極的受入れを表明しており、UNHCRは特に国際的人道の模範例として歓迎している。他方、難民支援の地方自治体やNGOs、地域住民との関係等現場サイドにおける諸問題が顕在化している事を耳目した。かつて白豪主義が優勢であった同質性の高いオーストラリアがアジアからの多くの難民・移民を受け入れたことによって、多民族・多文化を尊重する社会(multi-culturalism)に変容・移行してきている事例を想起したが、アイルランド社会が今日移民・難民を全人口約400万人のおよそ8%になるまで受け入れている現状に鑑み、官民あげて、民族的文化的少数者(マイノリティ)との共生維持可能な社会の創造の端緒にある。

調査団は聖ビンセンシオ・レフュジー・センターにおける難民支援活動の視察をした際に、条約難民定住者で、英語圏、フランス語圏アフリカ地域出身の4-5人の男女、中には女兒同伴の母親が日常生活のさまざまな相談を具体的に持ち込んで、支援を期待している人々と隣席した。地域社会から、職場から、学校から「人種主義的価値観、行動」撲滅キャンペーンに熱心に取り組んでいる責任者のカトリック修道女(英・仏語バイリンガル可能)との面談は印象に残った。特に地域に定住し、地元民と連帯しようと努力するアフリカからの難民に対する組織的な人種主義を予防するキャンペーンを地主階層や学校教育の現場から取り組んでいる実践例を説明してくれたのである。

概略を記しておく。①保護—人種的偏見に有効な保護策と準備、②包摂—経済的排除なき包摂、機会均等、③規定の明示—各種サービスにおける多様性の許容、④認識—多様性の認識、意識化、⑤参加—アイルランド社会への完全な参加

この運動は、平等主義の徹底・制度化、貧困・社会的排除の除去、国あげての総力による成果主義の共有、平等主義の意識化、メディア、文化、スポーツ、観光の促進による醸成、実現にむけて各人の具体的計画の執行、実践活動を目標として始められている。今日、アイルランド社会における人口動態の急激な変化にそれぞれの次元で真摯に対応しようとする動向であり、期待したい。

国際人権、国際人道の両側面から難民・移民・マイノリティの基本的な人権の尊重とベスト・プラクティスに苦闘し、挑戦するアイルランド社会のエネルギーな鼓動に触発された調査であった。

今回のアイルランドで調査団が見聞した21世紀の友愛と正義・平和構築の国造り(nation-building)、社会ビジョンには、わが国においても共感・共有できるものが多々ある。私たちNGOsのあり方、市民社会のあり方、政府の指導理念、実践もアジアにおいて難民保護の国際連帯の課題に一步ずつ前進する大切さを再認識させられた調査であったと思われる。

最後に、是非とも難民事業本部におかれては新時代を担う人間尊重の理念と実践へのよき国際協調のイニシアティブを発揮されんことを祈念する。また、今後アイルランド NGOs (EU Funding 依存) と日本のカウンターパートにおいては、民際交流を促進して、それぞれに共通の課題の解決 (国際的に「開かれた NGOs」造り、組織強化、相互人材交流で協働) ができるように努めたい。

目 次

調査概要

I. 調査の目的	1
II. 調査の実施概要	1

調査結果

要約	3
アイルランドにおける難民受入れの流れ	5

I. 難民受入政策	6
1. アイルランドという国	6
2. 難民受入れの歴史の変遷	6
3. 難民受入政策の概要	7
4. 難民受入実施機関	8
(1) 政府	8
(2) 民間団体	8
(3) 国際機関	9

II. 難民受入制度	11
1. 第三国定住プログラムに基づく受入制度（プログラム難民の受入れ）	11
(1) 受入人数及び受入国	11
(2) 選定基準	11
(3) 受入手続	12
2. 庇護申請手続に基づく受入制度	12
(1) 概要	12
(2) 申請	13
(3) 一次審査手続	13
(4) 異議審査手続	14
(5) その他	15

III. 庇護申請者に対する支援	17
1. 概要	17
2. 支援内容	17

(1) 住居	17
(2) 財政支援	19
(3) 言語教育	19
(4) 就労及び職業訓練	20
(5) 医療	20
(6) 法的支援	21
(7) 就学	22

IV. 条約難民等に対する定住支援	23
1. 概要	23
2. 支援内容	23
(1) 住居	23
(2) 財政支援	23
(3) 言語教育	24
(4) 就労及び職業訓練	24
(5) 医療	24

調 査 概 要

I. 調査の目的

アイルランドにおける難民受入政策を調査すると共に、条約難民及び庇護申請者等に対する語学教育、就職斡旋等の具体的措置とその運用実態を調査し、わが国の難民定住支援策及び難民事業本部の事業に資することを目的とした。

II. 調査の実施概要

1. 調査実施期間

平成 18 年 8 月 21 日（月）～8 月 26 日（金）（5 日間）

2. 調査対象国

アイルランド

3. 調査員

- | | | | |
|-----------------------|-------------------|-----------|---------|
| (1) アジア福祉教育財団 | 難民事業本部 | 企画第二係長 | 大 原 晋 |
| (2) アジア福祉教育財団 | 難民事業本部 | 企画第二係員 | 北 山 純 子 |
| (3) 上智大学主事「難民と人権」担当講師 | | | |
| | 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会 | 事務局長・運営委員 | 保 岡 孝 顯 |
| (4) 社会福祉法人 | 日本国際社会事業団 | 事務局長代行 | 平 野 忠 雄 |
| (5) 緑のサヘル | | 研究員 | 石 川 麻 衣 |
| | | | 以上 5 名 |

4. 調査方法

調査国の政府機関及び NGO 等の事務所及び施設を訪問し、関係者からの聴取及び視察調査を行った。

5. 訪問先及び面談者

8 月 21 日（月）①Reception and Integration Agency, Department of Justice, Equality and Law Reform

面談者：Marian Quinn 氏

Martina Glennon 氏、他 1 名

②Mosney Accommodation Centre

面談者：施設長、他 1 名

22 日（火）①International Organization for Migration

面談者：Diane Grammer 氏 (Chief of Mission)

Ryan Nelson 氏 (Information and Outreach Coordinator)

②Refugee Information Service

面談者：John McDermott 氏 (Manager)

③日本大使館

面談者：富永一等書記官

23 日（水）①Irish Refugee Council

面談者：Louise Moor 氏 (Legal Officer)

②Refugee Legal Service

面談者：Feargal O' brochain 氏 (Director)

John Wynne 氏 (Assistant Director)、他 1 名

24 日 (木) ①Vincentian Refugee Centre

面談者：担当者 1 名

②Integrate Ireland Language and Training

面談者：Barbara Lazenby Simpson 氏 (Director)

Donnar Gorman 氏 (General Manager)

③Access Ireland

面談者：Ann Moroney 氏 (Director)

25 日 (金) ①Eastern Regional Area Health Service Executive-Community Welfare Services

面談者：Tom Maguire 氏

Frank Harrington 氏

②Integrating Ireland

面談者：Sarah Toner 氏 (Policy and Communications Co-ordinator)

調 査 結 果

(要約)

I. 難民受入政策

アイルランドは、1956年に難民の地位に関する条約（難民条約）に加入した。同条約加入時のアイルランドは、難民の受入れをほとんど行っていなかった。条約加入後、アイルランドは、1956年にハンガリー、1973年にチリ、1979年以降はベトナムなどから国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）のプログラムに基づき海外から難民を受け入れたが、アイルランド国内において庇護を求める者はほとんどいなかった。むしろ、アイルランドは、1990年代、積極的な外資誘致政策を実施し、ハイテク産業等を中心に著しい経済成長を遂げるまで米国や英国への移民排出国として知られていた。しかし、経済成長に伴い、1992年に39人だった庇護申請者は急増し、2002年には過去最高の11,638人がアイルランドで申請を行った。2002年以降、欧州諸国一般に見られるように申請者の数は減少傾向にある。

1996年難民法が施行された2000年を境にアイルランドの難民政策は大きく変わっている。第一は、庇護申請手続の審査機関が変わった点である。2000年以前は、一次審査手続を法務省、異議審査手続も法務省が所管していたが、一次審査手続を難民申請コミッショナー事務所（Office of the Refugee Application Commissioner（ORAC））と称する独立した第三者機関、異議審査を難民不服申立審判所（Refugee Appeals Tribunal（RAT））と称する独立した第三者機関が所管するようになった。第二に、庇護申請者の就労を認めなくなったことである。現在、アイルランドは、欧州諸国においてデンマーク、英国と並び、庇護申請者の就労を認めない国の一つとなった。庇護申請者の就労を認めない代わりに、政府は直接措置（direct provision）政策に基づき、国内に54カ所ある居住施設（Accommodation Centre）に申請者を入所させ、民間会社等に委託し、語学教育支援、生活支援、医療支援等のさまざまな支援を行っている。

II. 庇護制度

アイルランドの難民受入制度には、UNHCRの第三国定住プログラムに基づく受入れと庇護申請手続に基づく受入れがある。

1. UNHCRの第三国定住プログラムに基づく受入れ（プログラム難民の受入れ）

アイルランドは、1998年、正式にUNHCRの第三国定住プログラムを導入した。受入枠は毎年10件であったが、2005年、受入枠を200人に拡大した。

以前はUNHCRから外務省に送付されるファイルから、外務省及び法務省（Department of Justice Equality and Law Reform）が書類審査のみで選定を行っていたが、現在は、書類審査及び選考調査団の派遣を受入予定国に派遣し選定を行っている。

2. 庇護申請手続に基づく受入れ

アイルランドで庇護を求める者は、アイルランド警察または難民申請コミッショナー事務所で行う。最初のインタビューは、難民申請コミッショナー事務所の担当者によって行われている。同事務所は、最初に形式審査、その後に難民該当性の審査を行う。庇護申請者は、庇護を付与しない決定をされた場合、難民不服申立審判所に異議の申し立てを行うことができる。両機関の決定は法務大臣に勧告され、最終的には法務大臣が勧告に基づき庇護の付与の是非を決定する。法務大臣は、庇護を付与しない者について、人道的配慮に基づきアイルランドに受け入れるか否かの裁量権も有している。

III. 庇護申請者に対する支援

庇護申請者は、申請中、実質的に法務省難民受入れ・統合庁(Reception and Integration Agency (R I A)) が所管する全国に 54 ヶ所ある (2006 年 8 月現在) 居住施設 (Accommodation Centre) に入所しなければならない。調査団が訪問したモズニイ (Mosney) 居住施設では、食堂で三食が提供され、英語教室、トレーニングセンターなどが完備されていた。

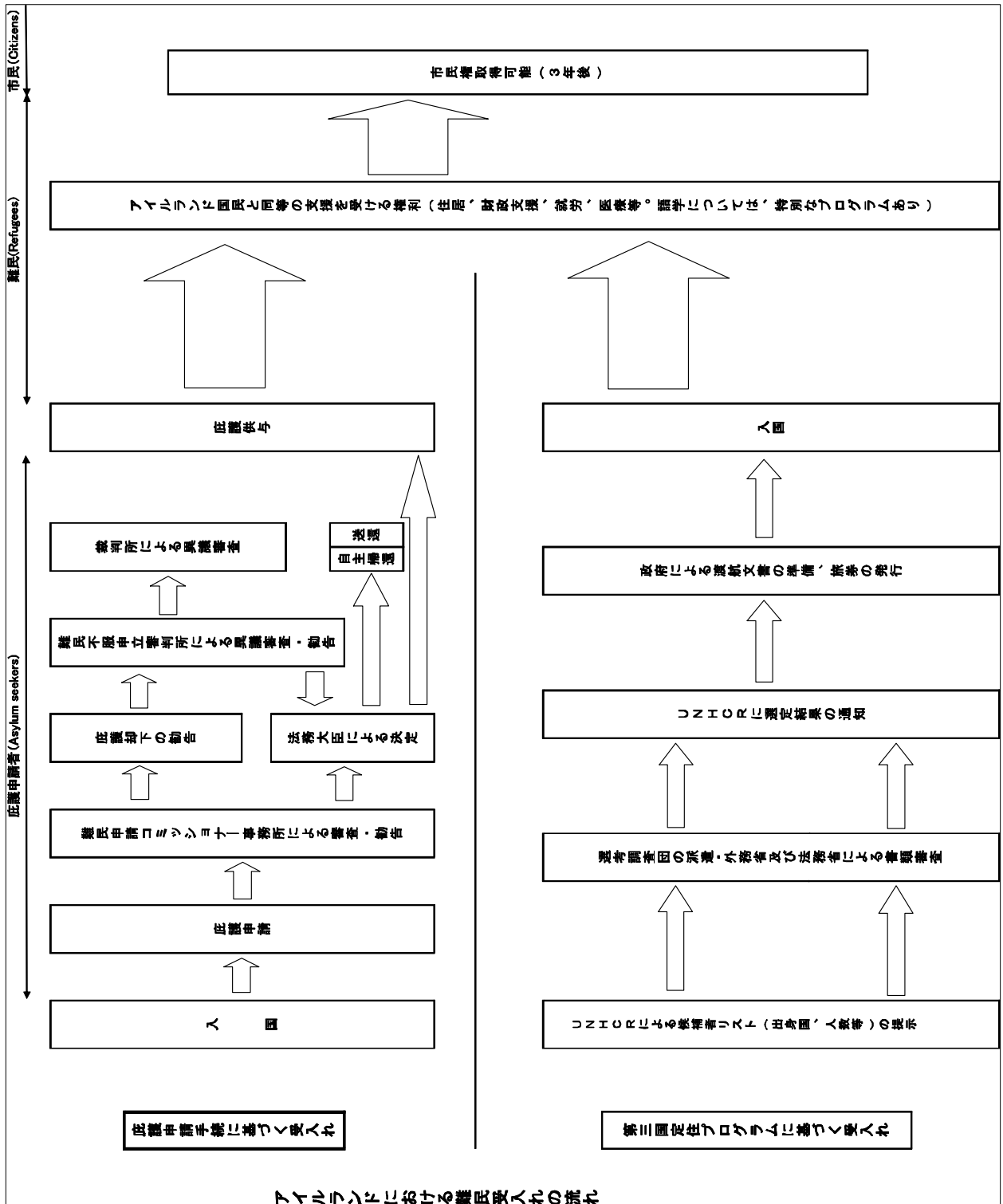
庇護申請者には、大人週 19.10 ユーロ (約 2,900 円)、子ども週 9.60 ユーロ (約 1,400 円) の生活費が支給される。1999 年 7 月 26 日以降、申請者の就労は認められなくなったが、ボランティア活動は認められている。医療については、医療カードを取得した申請者に対して、無料で医療サービスを提供されている。その他、庇護申請手続の全過程において、難民法律サービス (Refugee Legal Service) などが、申請者に対する法的支援を行っている。

IV. 条約難民等に対する定住支援

アイルランドは、難民を含む外国人に対する特別な定住支援プログラムは提供していないが、難民認定者及び人道的配慮に基づき受け入れられた者は、社会保障、就職、医療等について、アイルランド国民と同等の権利を有している。難民認定者は、地域の移民調査官の所に登録する義務があり、同登録時に写真付の居住カードが発行され、同カードにより国民と同等の社会保障サービスを受けることができるようになる。

難民認定者及びプログラム難民の支援策及び彼らに提供するサービスの計画は法務省難民受入れ・統合庁が所管しており、関係機関と連携して実施している。医療や就学においては庇護申請者と同様の支援内容となっている。英語の上達を希望する者は、アイルランド定住語学トレーニング (Integrate Ireland Language and Training) が提供する無料の英語教育を受けることもできる。

現在、大きな問題となっているのは住居の問題である。アイルランドへの受入れが認められた後、難民認定者等は、一定期間内に居住施設を退所し、自分で住居を探さなければならない。社会福祉事務所、NGO等の支援を受けることができるが、差別の問題等により、住居を見つけることが困難な状況にある。



I. 難民受入政策

1. アイルランドという国

アイルランドは、人口 413 万人（2005 年）、首都ダブリン 116 万人、国土面積は北海道とほぼ同じであり、緯度は 53 度付近で樺太の北に位置する国である。国民一人あたりの GDP は日本より高く、1990 年以降、積極的な外資誘致政策を取り入れ、ハイテク産業等を中心に著しい経済成長を遂げた。しかし、米経済減速等の影響を受けて、経済成長率は 2001 年後半から鈍化している（実質 GDP 成長率：2000 年 14.6%、2001 年 11.2%、2002 年 6.3%、2003 年 2.2%と大きく減速している）。1990 年に 17.2%であった失業率は 2001 年に 3.8%にまで低下したが、近年再び上昇する兆しを見せている（2002 年 4.6%、2003 年 4.8%）。

アイルランド系移民は全世界に 7,000 万人以上（米国に 4,200 万人、その他英国、オーストラリア、ニュージーランド等英語圏を中心に分布）のアイルランド系移民を通じた影響力は大きい。

1973 年に EC 加盟国となり、その後、EU 外交を重視している（2004 年前半の EU 議長国任期中に中東欧諸国等 10 カ国の加盟が実現した）。PKO にも積極的に参加し、常時 700 名程度の兵力を派遣、2007 年までに ODA 支出を対 GDP 比 0.7%にまで増額する目標を設定、専門家やボランティア派遣等、人的貢献も活発である。

北アイルランドでは、1999 年 12 月に自治政府が発足したが、その権限は一時停止している。2006 年 11 月 24 日まで再開に至らない場合は英・アイルランド両政府による直轄当地を行うと公表した。

2007 年春には総選挙が予定されている。

2. 難民受入れの歴史的変遷

アイルランドは、国が貧しかったことからもともと移民排出国であり、移民受入国ではなかった。1956 年に難民の地位に関する条約（難民条約）に加入したが、同条約加入時のアイルランドは、移民・難民の受入れをほとんど行っていない。

難民の地位に関する条約加入後、アイルランドは、1956 年にハンガリー、1973 年にチリ、1979 年以降はベトナムなどから国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）のプログラムに基づき海外から難民を受け入れたが、アイルランド国内において庇護を求める者はほとんどいなかった。

しかし、1990 年代、積極的な外資誘致政策を実施し、ハイテク産業等を中心に著しい経済成長を遂げ、欧州（EU）諸国から労働査証で多くの者がアイルランドに入ってくると同時に、アフリカや東欧からの難民を受け入れるようになった。爆発的に難民の数が増えたのは 1990 年代後半になってからである。庇護申請者も 1990 年代から急増し、1992 年に 39 人だった申請者は、2002 年には過去最高の 11,638 人となっている。

この間、EU の移民・難民受入政策は大きく揺れ動き変化してきた。とりわけ、他国との相対的關係が重要なものとなり、一国だけ突出した政策はとりにくいという事情があった。拡大 EU 成立時には、旧加盟 15 カ国のうち 12 カ国が東欧など新加盟国からの労働者に対して国境を広げるのではなく、「移行措置」という模様眺めの措置を設定した。英国とアイルランドだけが開放の姿勢を見せただけであった。しかも、この両国といえども手放しの開放ではなく、福祉給付を求める者を制限する措置を設定

している。

アイルランドが難民受入れにかかる法整備及び支援体制を構築したのは、1990年代後半からである。1996年には難民法を制定し¹、難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書を国内法化した。

多文化教育・異文化間教育が始まったのはごく最近であり、これは難民等が増えたために必要となって取り入れたようである。問題は「血」を大事にするアイルランド人が、どのようにしてアイルランド社会に「非・アイルランド人」を受け入れるかというところであり、アメリカ生まれのアイリッシュ・アメリカ人は受け入れやすくても、ナイジェリア生まれの黒人やベトナム戦争時に受け入れた難民は「アイルランド人」としてなかなか受け入れられないという状況にある。学校教育では、それぞれの文化を大事にし、人権や社会問題にセンシティブな生徒を育てようという努力がなされているが、教師の側も、今まで大事にしてきたあるいはそうすることによってアイルランド人としての誇りを保ってきたものを変えていくということで、自分たちが今までもっていた意識や偏見にも立ち向かうという状況になっている。

3. 難民受入政策の概要

アイルランドにおける難民受入れは、制度的に二通りあり、一つは、UNHCRの第三国定住プログラムに基づく受入れであり、もう一つは、庇護申請手続を通じた受入れである。過去5年間を見ると、UNHCRの第三国定住プログラムによる受入れについては、2001年から2004年までの毎年の受入枠は10件であったが、2005年には受入枠を200人に拡大している。庇護申請手続を通じた受入れについては、2002年の1,992人を最大に、毎年900人以上を難民認定している。

1996年法が施行された2000年を境にアイルランドの難民政策は大きく変わっている。第一に、庇護申請手続の審査機関が変わった点である。2000年以前は、一次審査を法務省、異議審査も法務省が所管していたが、一次審査手続を難民申請コミッショナー事務所 (Office of the Refugee Application Commissioner (ORAC)) と称する独立した第三者機関、異議審査手続を難民不服申立審判所 (Refugee Appeals Tribunal (RAT)) と称する独立した第三者機関が所管するようになった。第二に、庇護申請者の就労を認めなくなったことである。現在、アイルランドは、欧州諸国においてデンマーク、英国と並び庇護申請者の就労を認めない国の一つとなった。庇護申請者の就労を認めない代わりに、政府は直接措置 (direct provision) 政策に基づき、国内に54カ所ある居住施設 (Accommodation Centre) に申請者を入所させ、民間会社等に委託し、語学教育支援、生活支援、医療支援等のさまざまな支援を行っている。

定住支援に関しては、UNHCRの第三国定住プログラム及び庇護申請手続によって受け入れた者等に対して、政府の補助金の下、難民支援団体等が支援を行う政策をとっている。

難民支援にかかる政府の年間予算は82万ユーロ (約120億円)²。

¹ 2000年施行。その他、1999年移民法、2000年不法移民 (人身売買) 法において難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書にかかる条項を国内法化している。

² 1ユーロ146円で計算。

4. 難民受入実施機関

今般、調査団が訪問した難民受入機関の概要は以下の通り。

(1) 政府

(イ) 法務省 (Department of Justice, Equality and Law Reform)

アイルランドの移民・難民受入政策全般を所管している。同省の下部組織で2000年に設立された難民受入れ・統合庁 (Reception and Integration Agency (R I A)) が庇護申請者に対する支援、難民認定者等に対する定住支援等を所管している。

難民受入れ・統合庁の2006年度の予算は、約500万ユーロ (約7億3,000円)。

(2) 民間団体

アイルランドには、多くの民間団体が存在している。とりわけ、200を超えるNGOは、難民の基本的な人権擁護のために活動を行っている。NGOの財源は、政府資金とEUファンドに頼るものが多い。

今般、調査団が訪問した民間団体の概要は以下の通り。

(イ) 難民情報サービス (Refugee Information Service)

1999年に活動を開始した団体で、難民が社会から締め出されることにならないように、専門的な情報サービスを提供している。難民情報サービスにくる相談は、家族再統合、市民権取得、教育、庇護手続等。

難民に対する弁護や種々の委託活動を行っており、100%無償で難民に対して支援を行っている。

支援の手法は電話、E-mail、ホームページ、印刷物等による。

(ロ) アイリッシュ・レフュジー・カウンシル (Irish Refugee Council)

1992年に発足した約200のNGOメンバーを統括するNGOで、ダブリンとエニス (Ennis) に事務所を有する。主な活動は、政策提言、ネットワークキング、難民に関する国民の理解の推進等。会員制で運営しており、年間予算は3,000万ユーロ (約43億8,000万円)。本部事務所の職員は8名。

(ハ) 難民法律サービス (Refugee Legal Service)

1999年に司法扶助委員会 (Legal Aid Board) の法律センターとして設立された。ダブリン事務所のほか、コーク (Cork) 及びゴールウェイ (Galway) に支部を有する。各国の難民の状況、人権状況及び地域の状況等の情報を有し、政府等に情報提供を行う難民文書センター (Refugee Documentation Centre) もある。

職員数は表1の通り。弁護士を含め、職員は3日間のUNHCRによるトレーニング及び法廷協議・委員会 (Bar Council and Board) による法廷弁護士トレーニングを受けている。

【表1 難民法律サービスの職員数】

	本部事務所 との合計	コーク事務所	ゴールウェイ事務所
事務弁護士	19	3	3
パラリーガル	28	5	5
管理・ 難民文書センター	68	3	3
合計	115	11	11

難民法律サービスは、100%法務省の予算で運営されており、年間予算は1,300万ユーロ（約18億9,800万円）から1,900万ユーロ（約27億7,400万円）。

(ニ) 聖ビンセンシオ・レフュジー・センター (Vincentian Refugee Center)

教会内に所在している。活動内容は、定着支援、住居支援、情報提供、教育支援等、多岐に渡る。活動費は政府資金。月50件ほど、難民に対する住居支援等を行っている。

(ホ) アイルランド定住語学トレーニング (Integrate Ireland Language and Training)

平和なアイルランド社会を構築するために異文化・異言語の人々を、教育と訓練を通じて、アイリッシュ化を図ることを目的に活動を行っている。難民に対しては、英語教育を専門に行っている。

(ヘ) アクセス・アイルランド (Access Ireland)

1998年に活動を開始したNGOである。難民の健康管理や社会サービスのアクセス支援を行っている。支援対象者は主にアフリカ地域からの難民。年間予算は25万ユーロ（約3,650万円）。

(ト) 東部地域健康サービス（福祉サービス）執行機関 (Eastern Regional Area Health Service Executive- Community Welfare Services)

健康管理・福祉教育を所管している。

(チ) インテグレイティング・アイルランド (Integrating Ireland)

アイルランド国内に190のメンバー・ネットワークを有しているNGO。2000年に活動を開始し、難民と移民の基本的人権の確立と平等の意識の向上を目指している。主な活動は、政策提言、ネットワーキング、難民に関する国民の理解の推進等。各地域間の交流と通じて、地域間の格差を少なくする活動を行っている。

(3) 国際機関

(イ) 国際移住機関 (IOM)

アイルランドにおける国際移住機関は、庇護申請者の自主帰還支援を中心に活動を行っている。他の事務所の場合、自主帰還する申請者に対して、帰還に際する手配及び帰還後数ヶ月の財政援助のみを行うことが多いが、アイルランド事務所は、帰還後に職業訓練を行っていることが特徴的である。

II. 難民受入制度

1. 第三国定住プログラムに基づく受入制度（プログラム難民の受入れ）

(1) 受入人数及び受入国

アイルランドにおける一定枠を設けての難民受入れは 1956 年のハンガリー難民の受入れから始まった。その後、1973 年にはチリ、1979 年から 2000 まではベトナム（家族再統合を含む）、1992 年から 2000 年までは旧ユーゴ等から難民を受け入れている。しかしこれらの受入れは、年間一定の枠を設けて受け入れるのではなく、不定期に海外から緊急措置として受け入れるものであった。

1998 年、アイルランドは正式に UNHCR の第三国定住プログラムを導入した。実際に難民の受入れを始めたのは 2001 年からで、2001 年から 2004 年までの毎年の受入枠は 10 件であった。受入人数は家族構成等によって異なるが、年平均は約 40 人で、アフガン難民等を受け入れてきた。

2005 年、アイルランドは受入枠を 200 人に拡大した。2005 年には 116 人を受け入れている。2006 年も 200 人の受入枠を維持しており、すでにイラク・ヨルダンの国境にあるルワシェッド難民キャンプからイランクルド難民 180 人を受け入れている。

【表 2 難民受入実績（1956 年～2006 年）】

年	人数	難民
1956	530	ハンガリー
1973	120	チリ
1979-2000	803	ベトナム（家族再統合を含む）
1985	26	イラン
1992-2000	1,341	旧ユーゴ（家族再統合を含む）
1999-2000	1,063	コソボ（家族再統合を含む）
2000-2005	225	アフガニスタン等
2006（予定）	200	イランクルド等

(2) 選定基準

第三国定住プログラムに基づく受入対象国については UNHCR と協議の上、最終的にはアイルランド政府が決定する。選定に際しては、1996 年難民法第 2 条の難民の定義に則し判断している。

【1996年難民法第2条の難民の定義】

人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの。ただし、以下の者は除く。

- ①国際機関または国連から保護や援助を受けている者
- ②居住国の権限のある機関によりその国の国籍を保持することに伴う権利及び義務と同等の権利を有し及び義務を負うと認められる者
- ③平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪に関して規定する国際文書の定めるこれらの犯罪を行った者
- ④難民として避難国に入国することが許される前に避難国の外で重大な犯罪（政治犯罪を除く）を行った者
- ⑤国連の目的及び原則に反する行為を行った者

(3) 受入手続

以前はUNHCRから外務省に送付されるファイルから、外務省及び法務省が書類審査のみで選定を行っていたが、現在は、書類審査及び選考調査団を受入予定国に派遣する方法により選定を行っている。

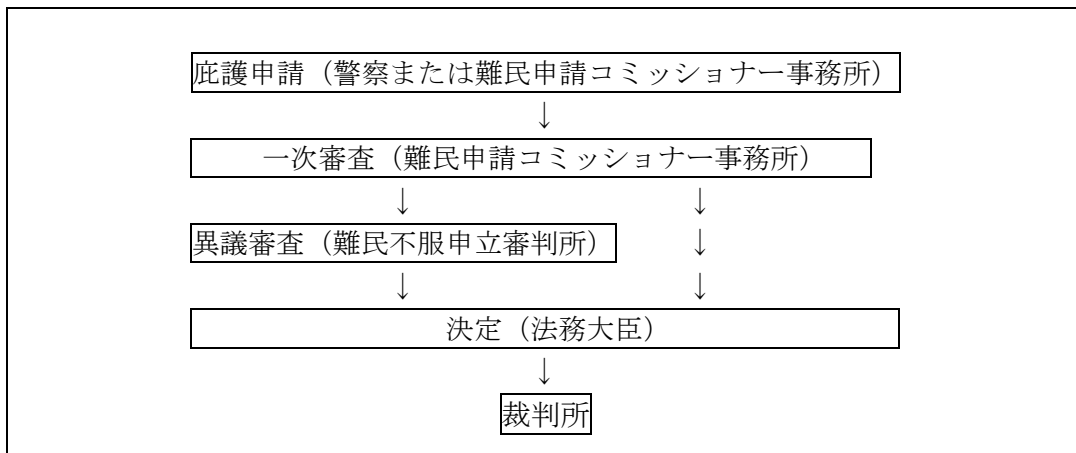
2006年は、前述したイランクルド難民の受入れのため、イラク・ヨルダンの国境にあるルワシェッド難民キャンプに選考調査団を派遣した。

2. 庇護申請手続に基づく受入制度

(1) 概要

アイルランドにおける庇護申請手続のチャートは表3のとおり。

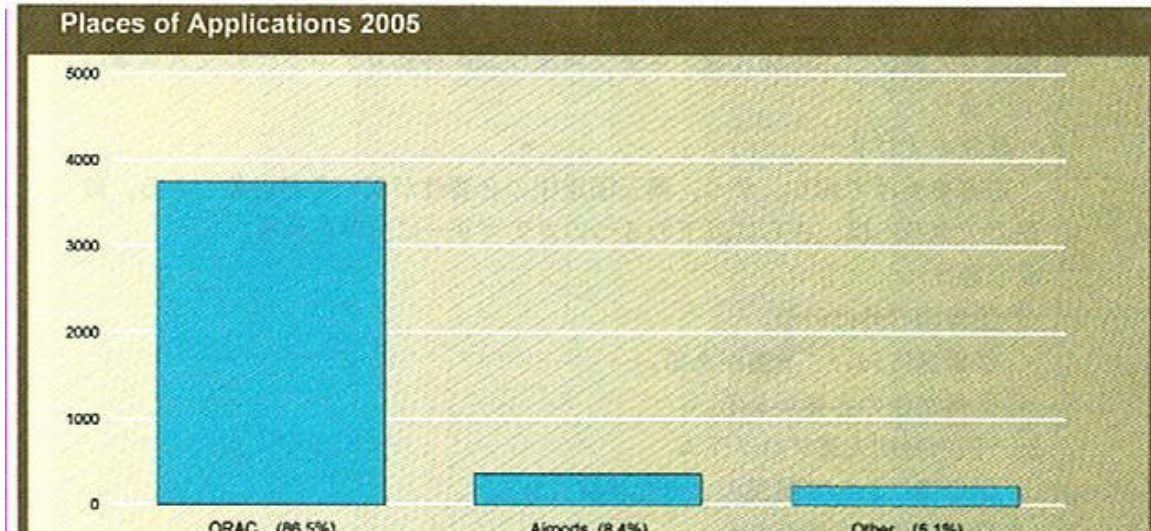
【表3 庇護申請手続】



(2) 申請

(イ) アイルランドで庇護を求める者は、アイルランド警察または難民申請コミッショナー事務所で申請を行う。実際の庇護申請の約87%は難民申請コミッショナー事務所で行われている。

【表4 2005年における申請場所】



(ロ) 空港等における庇護申請の場合は移民調査官 (Immigration Officer) が、難民申請コミッショナー事務所における申請の場合は認可を受けた調査官が、予備調査を行う。同調査は、庇護申請者の個人情報 (氏名、年齢、国籍、入国ルート等) の確認することを目的としている。調査には、必要かつ可能であれば通訳が手配される。調査結果は、難民申請コミッショナー事務所に報告することとなっている。

(ハ) 庇護申請者は、同申請書の質問事項 (氏名、年齢、国籍、入国ルート、申請理由等) を記載の上、2週間以内に難民申請コミッショナー事務所に申請書を提出しなければならない。この間、申請者は、難民法律サービスにおいて無料で法的支援を受けることができ、申請書の記入方法・インタビューの準備等についてアドバイスを受けることができる。

(ニ) 写真撮影・指紋押捺された後、庇護申請者には一時在留許可カードが付与され、今後の手続きにかかる情報提供がなされる。

(3) 一次審査手続

(イ) 事前審査

- 予備調査の結果に基づき、難民申請コミッショナー事務所はアイルランドで追加調査及び審査を行うか、また、迅速手続³で処理するか否かを決定する。
- 難民申請コミッショナー事務所は、ダブリン条約に該当するためアイルランドにおける追加調査及び審査を行わないとする場合は、原則として5就業日以

³ 迅速手続の対象は、全EU諸国、ナイジェリア、ルーマニア、クロアチア、南アフリカ、ブルガリアの国籍を有する者。

内に庇護申請者に通知する。同決定について、申請者は難民不服申立審判所に異議の申立てをすることができる。同審判所でも難民申請コミッショナー事務所と同様の決定が下された場合、申請者は高等裁判所（High Court）、その後は最高裁判所（Supreme Court）に異議の申立てをすることができる。

(ロ) 難民該当性審査

- a. 難民申請コミッショナー事務所は、庇護申請者にインタビューの日時を通知し、同事務所のケースワーカーが、インタビューを行う。この際、必要であれば通訳が手配される。申請者は、インタビューに際し代理人を選定することができる。
- b. 難民申請コミッショナーのケースワーカーは、申請書、インタビューの結果及び出身国情報を勘案の上、難民該当性の審査結果につき理由を付した勧告のための報告書を作成する。
- c. 難民申請コミッショナーのケースワーカーが難民認定とした場合、難民申請コミッショナー事務所は法務大臣に、難民認定の旨を勧告する。同大臣は国家の安全保障上等の理由がある場合を除き、勧告に従うことが義務付けられている。
- d. 難民申請コミッショナーのケースワーカーが難民不認定とした場合、難民申請コミッショナー事務所は、難民不認定の旨を法務大臣に勧告する。法務大臣は、庇護申請者に①難民不認定の通知、②強制送還の通知及び強制送還までのアイルランド在留期間を通知する。

(4) 異議審査手続

- (イ) 庇護申請者は、難民申請コミッショナー事務所から難民不認定通知を受け取ってから 15 就業日以内に難民不服申立審判所に異議の申立てをすることができる。難民不服申立審判所の審判官は、最低 5 年の事務弁護士 (Solicitor) または法廷弁護士 (Barrister) としての経験がある者で構成されている。
- (ロ) 難民不服申立審判所は、インタビューの日時を庇護申請者に通知する。難民不服申立審判所におけるインタビューに不参加の場合は、異議申請は取り下げとみなされ、難民不認定の勧告が出される。この場合の異議申立ては認められていない。庇護申請者は、口頭聴聞を要請することが可能であるが、難民不服申立審判所は、要請がない場合は口頭聴聞なしに審査を行う。
- (ハ) 庇護申請者が口頭聴聞を要請した場合、難民不服申立審判所は口頭聴聞の日時を申請者に通知する。同聴聞には、申請者、弁護士等の代理人、難民不服申立審判所からの証人、必要であれば通訳が同席する。難民申請コミッショナー事務所からも参加がある。また、UNHCR も口頭聴聞への参加が認められている。
- (ニ) 難民不服申立審判官は、難民申請コミッショナー事務所の決定、インタビュー、口頭聴聞の結果等を勘案し、難民認定・不認定の是非を決定した上で、法務大臣に勧告する。
- (ホ) 難民不服申立審判官が難民認定とした場合、難民不服申立審判所は法務大臣に、難民認定の旨を勧告する。同大臣は国家の安全保障上等の理由がある場合を除き、勧告に従うことが義務付けられている。

- (へ) 難民不服申立審判官が難民不認定とした場合、難民不服申立審判所は法務大臣に、難民不認定の旨を勧告する。法務大臣は、庇護申請者に①難民不認定の通知、②強制送還の通知及び強制送還までのアイルランド在留期間を通知する。
- (ト) 庇護申請者は、決定に不服がある場合、高等裁判所 (High Court)、その後は最高裁判所 (Supreme Court) に異議の申立てをすることができる。

(5) その他

(イ) 成年同伴者のいない 18 歳未満の庇護申請者の取扱い

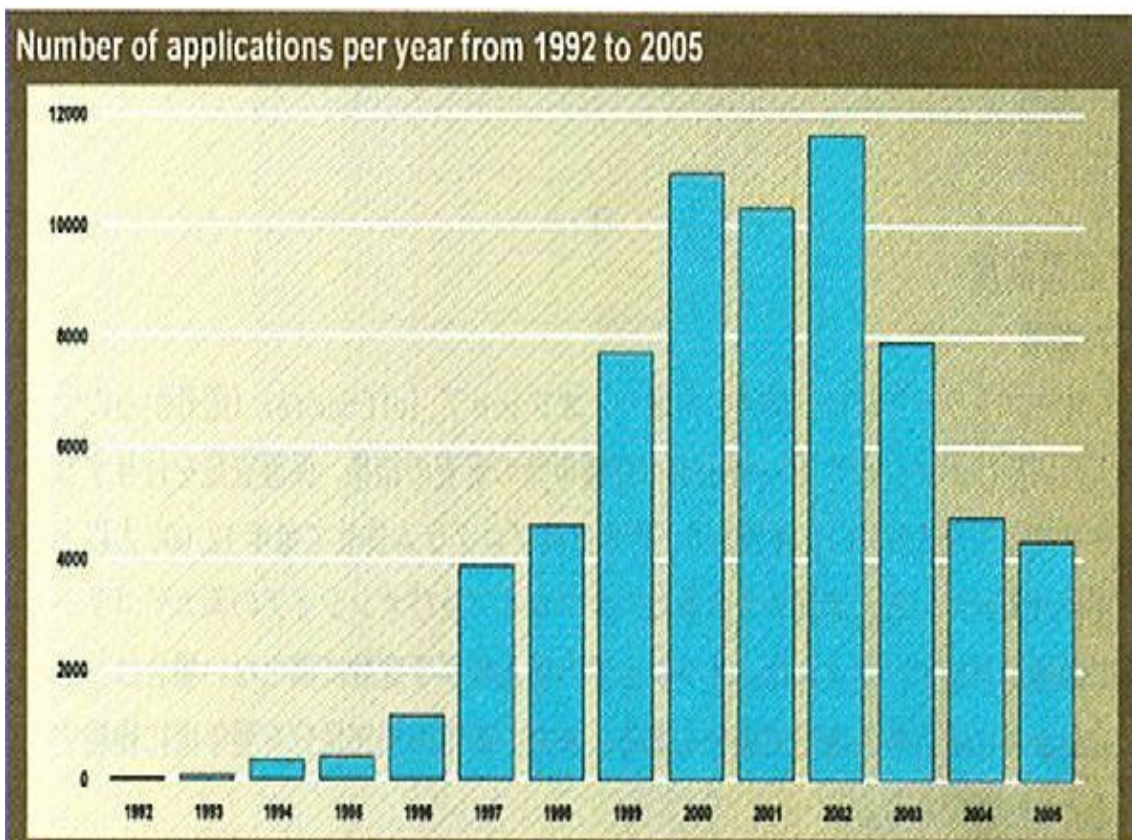
成年同伴者のいない 18 歳未満の庇護申請者については、医療委員会 (Health Board) が申請者に代わって申請を行うか否かを決定する場合がある。同申請者に対しては、難民申請コミッショナー事務所も医療委員会と連携して特別な配慮をしている。

難民申請コミッショナー事務所には、成年同伴者のいない申請者専門のケースワーカーも配置されている。

(ロ) 人道的配慮に基づく特別在留許可の付与

難民不認定となった者に対しては、法務大臣が人道的配慮に基づきアイルランドで庇護するか否かの裁量権を有している。

【表 5 庇護申請者数の推移 (1992 年～2005 年)】



(出典：難民申請コミッショナー事務所)

【表6 難民認定者数の推移（2000年～2005年）】

年	一次審査	異議審査	計
2000	211	394	605
2001	458	482	940
2002	893	1,099	1,992
2003	345	828	1,173
2004	430	708	1,138
2005	455	511	966

(出典：Irish Refugee Council)

【表7 庇護申請者の主な国籍（2005年）】

国籍	%
ナイジェリア	29.6
ルーマニア	8.9
ソマリア	8.5
スーダン	4.7
イラン	4.7
グルジア	3.5
その他	40.2

(出典：難民申請コミッショナー事務所)

【表8 難民認定者の主な国籍（2004年）】

一次審査	人数	異議審査	人数
ソマリア	82	ナイジェリア	87
イラク	34	クロアチア	62
スーダン	34	コンゴ民主共和国	47
中国	23	ルーマニア	44
イラン	20	アルバニア	35

(出典：Irish Refugee Council)

【表9 裁判で争われた事例件数】

年	件数
2001	99
2002	35
2003	46
2004	83
2005	82

(出典：難民法律サービスからの配布資料)

Ⅲ. 庇護申請者に対する支援

1. 概要

一時在留許可カードが発行されると、庇護申請者は、2000年に導入された政府の直接措置（direct provision）政策に基づき、10日から14日ほどはまずダブリン市内に3カ所ある受入施設（Reception Centre）のいずれかに入所する。この中では、医療・福祉等の各種サービスを受けることができる。その後、国内に54カ所ある居住施設（Accommodation Centre）に入所し、語学教育、生活支援、医療等のさまざまな支援を受ける。

2005年4月のピーク時、居住施設の収容人員は8,080人であったが、2006年8月には、4,904人に減少している。年代別には26歳から35歳までがもっとも多く1,704人、次いで18歳から25歳までが931人、4歳までが875人となっている。アイルランドで出生した者も多い。国籍別では、ナイジェリア出身者が最も多く1,181人、次いでコンゴ民主共和国出身者331人となっている。これら以外の国々を含め、アフリカ系が半数以上を占める。

直接措置政策の下では、いったん入所した居住施設から他の居住施設への移動は一部例外を除き認められていない。

2. 支援内容

(1) 住居

今回の調査では、ダブリンから北に約48キロメートル離れたミース県にあるモズニイ居住施設（Mosney Accommodation Centre）を視察した。同施設は法務省の管轄下におかれ、同省が資金も拠出しているが、運営は民間会社に委託されている。



モズニイ居住施設全景

(イ) 施設概要

もともと、ホリデーセンターであったものを改装した、アイルランド最大規模の居住施設である。従って、敷地はかなり広く、プールや施設内外に遊戯施設がある。

(ロ) 入所者・入所期間

施設の受入最大人員は800人で、調査団訪問時の入所者は700人以上であった。平均滞在期間は12ヶ月。近年、施設の狭溢化が進んでいる。

(ハ) 設備等

住まいはアパートメントのような形態が一般的であり、基本的に共同生活である。部屋割りに際して、出身国や言語の違いで区別することはないが、住人の状況を見て同じ言語や同じ出身国の者を同居させることもある。電子レンジ、テレビ、暖房設備、ベッド、テーブル等、生活に必要なものは全て揃っている。設置してあるテレビは、英語・アイルランド語のほかスーダンやイランの言語での視聴が可能。

日常生活の必需品は、施設内にあるスーパーマーケットで購入することができる。このほかスポーツジム、食堂、ランドリー、教会、医療、保育園等の設備もある。



住居



住居内



施設内のスーパーマーケット



ランドリー

(ニ) 生活

施設内では、入居者は以下のような支援を受けることができる。

a. 食事

ビュッフェスタイルの食堂でとることができる。メニューは毎日・毎食変わり、ジャガイモなどアイルランド料理もあるが、入所者の出身国に合わせたものもある。栄養成分表や、離乳食なども用意している。個々人での調理は禁止されており、部屋にはシンクはあるが、ガスコンロなどの設備は設置されていない。



離乳食のセット



朝食のセット

b. 移動

近隣の町ドロヘダと施設を結ぶバスが毎日六本出ている。日曜日には、ダブリン行きのバスが一日一本出る。

c. 娯楽

スポーツジム（利用は月曜日から土曜日まで）のほか、施設内にスポーツやビリヤード、子供用の遊具などの娯楽設備がある。

(2) 財政支援

庇護申請者はコミュニティー福祉事務官（Community Welfare Officer）より、週に大人 19.10 ユーロ（約 2,789 円）、子供 7.50 ユーロ（約 1,905 円）が支給される。

このほか、語学教育機関や、医療サービス機関なども入居者や来訪者に交通費を支給するなどの財政上の支援を行っている。

(3) 言語教育

庇護申請者は居住施設内で語学教育を受けることができる。ただし、申請者は、第三レベル（大学レベル）の語学教育は受けることはできず、基礎的な教育のみを受けることになる。

調査団が視察したモズニイ居住施設内の学習センター（Learning Centre）では、月曜日～木曜日まで英語講座が開講されていた。



モズニイ居住施設内の学習センター

施設外での言語教育は、主に教育・科学省（The Department of Education and Science）の助成を受けた民間団体やボランティアによって行われることが多い。また、アイルランドにおける言語教育（英語講座）に関しては、医療サービス機関（例えば、東部地域健康（福祉サービス）執行機関（Eastern Regional Area Health Service Executive-Community Welfare Services））等、もともとは教育を専門としない団体によって行われていることもある。

本調査では、ダブリン大学トリニティ・カレッジの附属機関でありダブリン市内のほか、郊外にも校舎があり授業を開講しているアイルランド定住語学トレーニングやインテグレイティング・アイルランド、アクセス・アイルランド、カトリック系の団体でダブリン市内で語学教育や不動産に関する相談などを行っている聖ビンセンシオ・レフュジー・センター等を訪問した。アイルランド定住語学トレーニングでは、学習に当たって交通費を支給するなどの支援も行っているほか、ムスリムに配慮した女性のためのクラスを設置している。

（4）就労及び職業訓練

1999年7月27日以前に庇護申請した者には就労許可が付与されていたが、これ以降、申請者は就労することができないこととなった。居住施設内でコンピューター等の講習を受けることができる教室があるが、基本的に申請者は就労のための訓練を受けることができない。就労した場合は、罰金または禁固刑に処せられる。

なお、ボランティアという形での就労は認められている。

（5）医療

施設内には医療部があり、任意で健康診断を受けることができる。費用は無料。

施設内には北東部医療委員会（The North Eastern Health Board（NEHB））が管轄する病院（診療は月曜～金曜）があり、診察を受けることができる。コミュニティー福祉事務官と呼ばれる医療関係の相談員が常駐している。

庇護申請者は一般のアイルランド人と同様に、医療カードを提示すれば、他の医療機関でも内科・歯科などの診療や健康診断（HIV、結核、B型肝炎、C型肝炎の診断及びワクチンの接種など）を無料で受けることができる。カードは地域保健委員会（Local Health Board）やコミュニティー福祉事務所で発行される（カードを持たずに診察を受ける場合は、料金が発生する）。

子供や妊娠・出産などといった場合もアイルランド人と同じ当該機関で診察を受

けることができる。

本調査では東部地域健康サービス（福祉サービス）執行機関を訪問した。同機関では、薬の提供や病院の手配等のサービスを行っている。

（6）法的支援

庇護申請者に対する法的支援に関して、公的機関としては司法扶助委員会の難民法律サービスが行っている。同サービスは、首都ダブリンのほかコーク、ゴールウェイにも支部を持ち、庇護申請が認められなかった場合や帰還に関する諸手続き、家族の呼び寄せ等の支援も行っている。

近年、表 10 からわかるように、難民法律サービスの利用率は増加傾向にある。

【表 10 難民法律サービス利用状況】

年	庇護申請数	難民法律サービス利用者数	難民法律サービス利用率
1999	7,724	1,636	21%
2000	10,938	3,419	31%
2001	10,325	4,520	44%
2002	11,634	5,713	49%
2003	7,900	5,610	71%
2004	4,767	3,525	74%
2005	4,323	3,331	77%
2006	2,128	1,572	74%

（注）2006 年は 6 月 6 日現在

（出典：難民法律サービスからの配布資料）

庇護申請者は難民法律サービスから、難民申請コミッショナー事務所に提出する書類作成の援助及び情報提供等も受けることができる。難民法律サービスでは、130 カ国の通訳手配が可能となっている。

【表 11 難民法律サービスにおける相談内容（2005 年～2006 年）】

相談内容	2006 年 6 月	2005 年 12 月
申請者の記入について	41.6%	31.6%
インタビューの準備について	32.7%	41.0%
第一次審査手続関連事項計	74.3%	72.6%
インタビュー後について	5.2%	6.0%
異議申立てについて	15.5%	18.2%
ダブリン条約関連事項について	0.4%	0.5%
異議審査手続関連事項計	21.1%	24.7%
在留特別許可について	3.5%	2.2%
強制退去について	0.6%	0.5%
その他の庇護問題について	0.4%	0%
移民について	0.1%	0.1%
その他	2.8%	2.8%

(出典：難民法律サービスからの配布資料)

民間機関では、アイリッシュ・レフュジー・カウンシル等の NGO が上記の難民法律サービス同様、書類作成及びインタビューの準備、申請者の家族の呼び寄せ等に関する支援を行っている。

(7) 就学

18 歳以下の子供には就学の権利があり、アイルランド人の子供と同じように普通学校に通う。教育・科学省と難民受入れ・統合庁が共同で作成した庇護申請者のための学校用小冊子を用意している。居住施設に入所中の子供は近隣の学校に通学し、遠隔地にある場合は、居住施設がバスを用意している。モズニイ居住施設では、小学生のために放課後の学習用にホームワーククラブと呼ばれる教室がある。

アイルランドにはカトリック系の学校が多くあるが、非カトリックの学校もあり、生徒の信仰する宗教や信条への対応もできている。

IV. 条約難民等に対する定住支援

1. 概要

アイルランドは、難民を含む外国人に対する特別な定住支援プログラムは提供していないが、難民認定者及び人道的配慮に基づき受け入れられた者は、社会保障、就職、医療などについて、アイルランド国民と同等の支援を有する権利を持っている。

難民認定者は、地域の移民調査官の所に登録する義務があり、同登録時に写真付の居住カードが発行される。同カードによりアイルランド国民と同等の社会保障サービスを受けることができるようになる。そして、アイルランドに3年間居住すると市民権取得申請をすることができる。

難民認定者及びプログラム難民の支援策及び彼らに提供するサービスの計画は難民受入れ・統合庁が所管しており、関係機関と連携して実施している。

医療や就学においては庇護申請者と同様の支援内容となっている。

2. 支援内容

(1) 住居

難民は、個人で生活のための住居を探すことになる。住居が見つかった後は、医療センター内のコミュニティー福祉事務官に住宅手当を申し込むことができ、すでに受給していれば引き続き受給できる。

難民はアイルランド国民と同様に、公営住宅へ入居したり自宅を購入することも可能である。ただし、公営住宅は通常多くの入居希望者がいるため、住居リスト (Housing List) に申込み、入居まで長く待たなければならないことが多い。

今回の調査では、差別や就職の困難、福祉への高い依存度などのために難民が住宅を確保することの難しさを指摘する声があった。

(2) 財政支援

難民に特化した財政支援は行われていない。財政支援が必要な難民は、アイルランド国民と同じように社会保障による援助を受けることになる。例として、以下のような社会保障があげられる。

(イ) 失業保険 (Unemployment benefit)

失業保険は週ごとに支給される。2006年の支給額は以下のとおり。

- ① 単身者：165.80 ユーロ (約 24,207 円)
- ② 大人：110 ユーロ (約 16,060 円)
- ③ 子供：16.80 ユーロ (約 2,453 円)

(ロ) 住宅手当 (Rent supplement)

支給に際しては、申請者の収入や地域の賃貸の相場などが考慮され、家賃を支払っても最低レベルの収入は維持できるような額がコミュニティー福祉事務官より支給される。

(ハ) 児童手当 (Child benefit)

16 歳以下の子供及び 19 歳以下の正規の学生の同居している親、保護者に支給される。2006 年 4 月の支給額は以下のとおり。

① 1 人目：150 ユーロ (約 21,900 円)

② 2 人目：300 ユーロ (約 43,800 円)

以降、各 1 人 185 ユーロ (約 27,010 円)

(ニ) 特別手当 (Exceptional needs payments)

コミュニティー福祉事務官の裁量で認められることがある。新生児用品のような特別必要な経費のための手当てが調査のうえ付与される。

(3) 言語教育

難民に対する英語教育は、アイルランド定住語学トレーニングによって無料で提供されている。成人のための英語教室は職業教育委員会 (Vocational Education Committees (V E C s)) でも開催されている。

アイルランド定住語学トレーニングは、旧難民語学支援ユニット (the Refugee Language Support Unit (R L S U)) が、教育・科学省と語学・コミュニケーションセンター (the Centre for Language and Communication)、訓練・雇用局 (Training and Employment Authority (F A S-アイルランド語の Foras Aiseana Saothair の略称)) の支援を受け、言語教育を直接提供するために設立された団体である。

アイルランド定住語学トレーニングは、難民等を対象として、アイルランドでの生活や就職の準備等といったさまざまな希望とレベルに応じたクラスを無料で提供している。受講生には、教材のほか通学のためのバス代が月々支給される。コースは通常、週 20 時間で 1 年間開講される。それ以上の学習が必要な場合は延長して受講することができるが、最長でも 2 年間のコースとなる。

(4) 就労及び職業訓練

難民は、アイルランド国民と同じく仕事につくこと、開業することが認められている。就労を希望する難民は訓練・雇用局で職業訓練や就職あっせんを受けることができる。訓練・雇用局は国内各地にセンターを有し、就職の相談、紹介や仕事・職業訓練の情報提供のほか、訓練コースを提供している。

(5) 医療

難民はアイルランド国民と同じように医療カードを取得することができ、家庭医療サービス (General Practitioner Service (GP service))、薬の処方、入院診療、外来診療、歯、目、耳、母子医療、心理的サービスといった医療サービスを無料で受けることができる。医療カードは低所得者、高齢者に支給されているもので、就職をして収入が上がった場合には対象外となる。そうした場合は、大部分無料の一般的な医療サービスが適用されるが、家庭医サービスのようものは有料となる。また、医療保険へ加入することも可能となる。